

東京大学産学協創推進本部 スタートアップ推進部 特任研究員
募集要項

職名及び人数	特任研究員（特定有期雇用教職員） 1名
契約期間	採用日～2026年3月31日
更新の有無	更新する場合があります。更新する場合は、1年ごとに行う。 更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	産学協創推進本部（東京都文京区本郷7-3-1） 変更の範囲：原則同一部局
業務内容	本学の教育研究成果をベースとしたスタートアップを創出するための様々な活動および創出された大学発スタートアップへの各種支援を行なう。スタートアップの創出活動には、本学研究者、研究者と共同創業を目指す起業家および在学生からの起業相談への対応・助言や、東大TL0、東大IPC、UTECなどの関連会社や産学協創推進本部内で運営される各種プログラムの担当者との連携、学外の各種スタートアップ支援者や支援機関への紹介を含み、各種スタートアップの創出や成長に寄与する支援プログラムの企画や運営も行なう。スタートアップへの支援業務には学内インキュベーション施設の管理・運営を含み、管理業務として入居者が事業に集中できるようなオフィス・実験室環境を整備・運用し、学内事務部門や業務委託先事業者と連携しながら日常的な施設利用に係る問い合わせ対応等を行う。施設への入居希望者に対しては、ヒアリングやインキュベーション施設の利用可否を審査するために必要となる事業性や経営力の評価を行ない、入居・支援企業に対しては定期的な経営モニタリングや経営アドバイスなどを行う。その他、東京大学が取り組む産学連携全般に係る諸施策の企画・立案・調査などを行う。 変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土、日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額35万円～60万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで）
加入保険等	法令の定めるところにより、文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	上記業務内容に関して優れた遂行能力を有し、大学発スタートアップの創出・支援に強い意欲を有する者。素材、デバイス、環境、エネルギー、ライフサイエンスなど特定のディープテック領域における事業経験や事業開発の経験または研究開発の経験、もしくは新規事業創出に関わる支援業務の経験を持つことが望ましい。特に上記領域における起業経験やベンチャー投資の経験があれば

なお望ましい。一定の IT リテラシーを持ちデジタルツールを利用した業務に抵抗がないこと、上司・同僚・大学の事務職員・学内外の関連機関と円滑に連携するコミュニケーション力を有し、一定程度の英語でのコミュニケーションができること。

提出書類 1) 東京大学統一履歴書 1部(本学指定様式※)

※本学指定様式は、以下の URL からダウンロードのうえ作成すること

<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html>

2) 職務経歴書 1部(A4で2頁以内)

3) 志望動機 1部(A4で2頁以内)

※応募書類は、採用選考以外の目的には使用せず、また、原則的に返却いたしませんので予めご了承ください

提出方法 上記書類の電子ファイルを以下【提出先フォルダ】にアップロードしてください。(履歴書の自筆署名欄は空欄とする。)

※2~3 営業日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。

[【提出先フォルダ】](#)

応募締切 2025 年 5 月 6 日(火) 必着

※上記締切前であっても、応募状況により募集終了を早める場合がある

選考方法 第一次選考 書類選考

第二次選考 面接選考

※日時ならびに面接方法は第一次選考通過者に別途連絡

※複数回の面接を実施する場合がある

問い合わせ先 東京大学産学連携法務部産学連携推進課総務企画チーム 平岡(ひらおか)

TEL : 03-5841-1479 E-mail : sangaku-jinji@ducr.u-tokyo.ac.jp

※営業日以外にいただいたお問い合わせについてはご回答までにお時間をいただきますので、予めご了承ください。

募集者名称 国立大学法人東京大学

受動喫煙防止 敷地内禁煙(屋外に喫煙所あり)措置の状況

留意事項・取得した個人情報、本人事選考以外の目的には利用しません。

・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。

・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。